

# 福祉・介護の各種手当

問 ①子育て推進課(☎62-1061・FAX24-3481)  
 ②福祉総務課(☎62-1208・FAX24-3481)  
 ③長寿課(☎62-1063・FAX24-2466)

支給には申請が必要です。詳しくは各問い合わせ先へ。

種 類	受給資格	支給月額	支給月	問	
児童手当	中学校修了前までの児童を養育している人 ※国外在住の児童は、留学目的を除き対象外 ※所得制限あり ※誕生日、転出予定日などの翌日から15日以内に申請してください。	0～3歳未満	15,000円	6月 10月 2月	
		3歳～小学校修了前(第1・2子)	10,000円 (第3子以降15,000円)		
		中学生	10,000円		
		所得制限世帯	5,000円		
児童扶養手当	父母がいないか、または父母のどちらかが重度の障害の状態にある18歳年齢到達年度までの児童を監護する父母または父母がいない場合その児童を養育している人 ※児童は20歳未満の障害児を含む ※刈谷市遺児手当以外は所得制限あり	所得に応じて支給額が変動します。	1人…42,910円 2人…53,050円 3人目からは6,080円加算 ※6年目から手当額が2分の1(適用除外制度あり)	4月 8月 11月 1月 3月	①
1～3年目		4,350円			
4～5年目		2,175円			
6年目以降		支給なし			
刈谷市遺児手当		2,400円	9月 3月		
特別児童扶養手当	20歳未満の中重度障害児を監護養育している人 ※障害を支給事由とした年金を受給している場合および施設に入所している場合は該当しません。	1級障害児…52,200円 2級障害児…34,770円 ※所得制限あり	4月 8月 11月		
難病疾患見舞金	指定疾病により1か月以上通院・入院治療している人 ※該当となる疾病はお問い合わせください。 ※刈谷市中心身障害者扶助料受給者は該当しません。	2,100円			
刈谷市中心身障害者扶助料	身体障害者手帳、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人またはIQ75以下の判定を受けている人	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級	4,000円	9月 3月	②
		身体障害者手帳3級、療育手帳B判定、精神障害者保健福祉手帳2級	3,000円		
		身体障害者手帳4・5・6級、療育手帳C判定、精神障害者保健福祉手帳3級	2,100円		
特別障害者手当	20歳以上で心身に著しい重度の障害があるために日常生活において自宅で常時特別な介護が必要と診断書などにより認められる人 ※施設入所者(介護保険施設を含む)、長期入院者、愛知県在宅重度障害者手当受給者は該当しません。	A種…34,050円 B種…28,250円 C種…27,200円 ※所得制限あり	5月 8月 11月 2月		
障害児福祉手当	20歳未満で心身に著しい重度の障害があるために日常生活において自宅で常時特別な介護が必要と診断書などにより認められる人 ※障害を支給事由とした年金受給者、施設入所者、愛知県在宅重度障害者手当受給者は該当しません。	A種…21,690円 B種…15,940円 C種…14,790円 ※所得制限あり			
愛知県在宅重度障害者手当	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定(IQ35以下)の人もしくは身体障害者手帳3級かつ療育手帳B判定(IQ50以下)の人 ※特別障害者手当受給者および障害児福祉手当受給者、施設入所者(介護保険施設を含む)、長期入院者は該当しません。	1種…15,500円 2種…6,750円 ※所得制限あり	4月 8月 12月		
刈谷市在日外国人特別給付金	外国人で、市内に1年以上居住し、昭和57年1月1日現在で、外国人登録があり、公的年金などを受給していない重度心身障害者および高齢者	A…昭和57年1月1日前に満20歳に達していた外国人の重度心身障害者	A…20,000円 B…10,000円 ※所得制限あり	9月 3月	A…② B…③
		B…大正15年4月1日以前に出生した外国人の高齢者			
在宅ねたきり・認知症高齢者見舞金	65歳以上のねたきりまたは認知症で、在宅の人 ※有効な要支援・要介護認定の主治医意見書や医師の作成した診断書で状態を確認します。	5,000円		③	